

## アオモリ・ワーケーション体験モニター事業（令和5年度冬版）実施要綱

（目的）

### 第1条

ワーケーション体験や地域交流等を通じて、県外から青森圏域への移住者・関係人口の増加を図ることを目的とする。

（主催）

### 第2条

東青地域移住・交流サポート協議会（以下「協議会」という。）

（事業名称）

### 第3条

アオモリ・ワーケーション体験モニター事業（以下「事業」という。）

（実施期間）

### 第4条

令和6年1月9日から令和6年1月21日までの期間とする。ただし、協議会会長（以下「会長」という。）が別に定める休止期間除く。

（施設）

### 第5条

事業の実施施設（宿泊体験施設）は次のとおりとする。

- (1) 青森公立大学国際交流ハウス（青森市大字合子沢字山崎 153-4）
- (2) 移住体験施設「石木邸」（青森市大字浅虫字内野 1-2） ＊別称 TENZIKU 浅虫温泉
- (3) その他会長が認める施設（青森圏域連携中枢都市圏を構成する市町村の宿泊施設等で会長が事業実施施設として認めた施設）

（事業内容）

### 第6条

- (1) 体験日数：前条(1)の施設については5泊6日を上限とし、前条(2)の施設については2泊3日を上限とする。ただし会長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 参加人数：個人参加は1組4人までとし、受入人数は予算の範囲内とする。ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 体験プログラム：参加者は、滞在期間中、次の①リモートワーク体験（2～3時間程度・必要に応じて半日、一日も可）のほか、②交流・地域サポートプログラム（3～4時間程度）、③くらしや余暇の体験プログラム（2時間～半日程度）から、それぞれ1つ希望するメニューを選択し、体験するものとする。また、体験の様子をSNSに投稿（掲載）するものとする。

**① リモートワーク体験【必須】**

参加者は、次のいずれかの施設でリモートワーク体験を行うものとする。

A: AOMORI STARTUP CENTER(青森商工会議所会館 1F)火曜～金曜 10:00～17:00 まで

B: SEVEN C's(東奥日報新町ビル New's 2F コワーキングスペース)9:00～19:00

C: 青森公立大学国際交流ハウス

D: 青森移住体験施設(浅虫温泉地区 古民家内コワーキングスペース)

E: はまなす会館 会議室

F: その他会長が認める施設

**② 地域交流体験【必須】**

参加者は、会長が別に定める移住者ネットワーク団体または地域団体との交流会などへの参加または地域のお手伝い業務に参加するものとする。

**③ くらしや余暇の体験プログラム【任意】**

参加者は、会長が別に定める体験プログラムの中からメニューを1つ選択し、体験することができるものとする。

(4) アンケート: 協議会はワーケーションの評価や移住に関する意向を調査するため、参加者にアンケートを実施する。

(費用負担)

**第7条**

**(1) 交通費・レンタカー助成**

- ① 協議会は、予算の範囲内で、参加者が居住地と青森市(青森駅・新青森駅・青森空港のいずれか)間の移動に要した経費(公共交通機関利用の場合はその経費と1人当たり上限1万5千円のいずれか低い額、自家用車等利用の場合は会長が別に定める額(1組上限6万円))を参加者に助成するものとする。
- ② 協議会は、予算の範囲内で、参加者が事業参加中に青森市内でレンタカーを借用した場合に、その借上料(1組上限5千円/期間中)を参加者に助成するものとする。
- ③ 交通機関の予約・支払い、レンタカーの手配・支払いは参加者が行う。
- ④ 参加者は、交通費またはレンタカー借上料の支払額を証明する領収書等(写)を添えて、協議会指定の請求書(様式第1号)により、事業終了の日から7日以内に協議会に助成金を請求するものとする。
- ⑤ 協議会は、請求内容を確認し、不備がなければ、前号の請求の日から14日以内に参加者に助成金を支払うものとする。

**(2) 宿泊費**

参加者の宿泊費は無料とする(全額協議会が負担する)。

**(3) その他**

第6条により実施する参加者の体験プログラムに係る費用及びそのための市内移動に係る費用については協議会が負担する。ただし飲食に係る費用及びオプションとして希望参加する体験の費用については参加者の自己負担とする。

(参加者要件)

## 第 8 条

事業の参加は、下記(1)から(3)の全てを満たしている者及びその家族に限る。

- (1) 青森県外に居住し、かつ住民票の住所も青森県外となっている
- (2) 現在リモートワークで仕事を行っている又は仕事の一部をリモートワークで行っている
- (3) 青森県への移住を検討している又は青森県への移住に高い関心を持っている

(参加条件)

## 第 9 条

- (1) 参加者は、事業終了後 7 日以内に、協議会指定のアンケートフォームに回答するものとする。
- (2) 参加者は、事業終了後 7 日以内に、自身のワーケーション体験に関する SNS 投稿(掲載)の画像(スクリーンショット画像のデータ)及び当該画像掲載の URL を協議会に提出するものとする。
- (3) 参加者は、青森市内の大学生が作成したワーケーションプログラムに参加することを依頼された場合は、これに協力するものとする。
- (4) 青森市内で災害等が発生している場合もしくは感染症拡大により事業実施が困難であると会長が判断したときは、会長の指示により事業を中止または中断することがある。

(申込方法)

## 第 10 条

- (1) 参加希望者は、原則として体験希望日の 14 日前までに、申込書フォームへの入力または「アオモリ・ワーケーション体験申込書」(様式第 2 号)を電子メールにより事務局に提出するものとする。
- (2) 参加希望者は、年度内 2 回までを限度に申込み可能とする。ただし会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(参加者の決定等)

## 第 11 条

- (1) 協議会事務局は、参加希望者からの申込書を受領し、参加要件・条件の確認、施設の空室状況等を確認し、すべて条件を満たしていると判断したときは、電子メールにより参加申込者に参加の決定を通知する。
- (2) 前条第 1 項第 1 号の申込が定員を上回ったときは、会長が抽選のうえ参加者を決定するものとする。

(実績報告)

## 第 12 条

事務局は、事業終了後、参加者ごとに行程、体験等の実施状況をまとめた結果概要書を作成し、協議会で報告するものとする。

(その他)

## 第 13 条

この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年11月20日から施行し、令和6年1月21日をもって廃止する。